



©2011 苫小牧市

家屋評価調査のお願い

資産税課から、これから市内に建築物を新築・増築される方にお知らせです。
(※建築物とは、住宅、共同住宅、事務所、店舗、工場、倉庫、車庫等のことをいいます。)

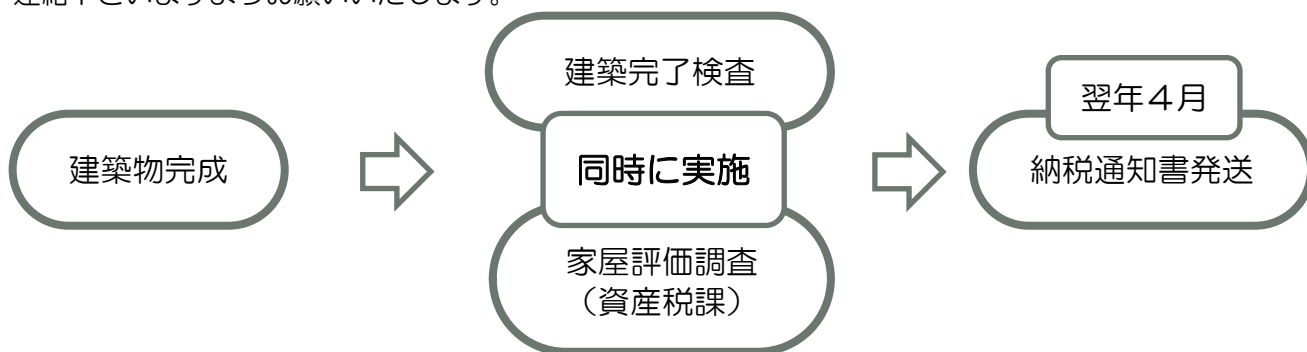
建築物を新築または増築された場合、その翌年から固定資産税が課税されます。
資産税課では、これらの建築物を対象に、固定資産税の課税の基礎となる評価額を算出するため、建物の中を見せていただく家屋調査を実施しております。

この調査は、適正な税額を算出するための重要な調査となりますが、「仕事をしているため、調査に立ち会う時間が取れない」「引越しも終わり、生活用品も入っており、押し入れや、洗面所などの中を見られるのはちょっと……」などといった、調査に対する多くのご意見をいただいているところです。

このようなご意見を参考に皆様のご負担軽減を図るため、業務の改善を実施し、お引渡し前の建築物完成時に行われます建築完了検査と同時に、家屋評価担当者が家屋調査を実施しておりますので、何卒、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。また、適正な家屋評価を行うため、調査に先立ちまして、お客様の建物の図面などを所有している機関(市建築指導課、消防本部など)に依頼し図面等の提供を受けて、お客様のお手を煩わすことなく調査を実施させていただきますので、ご了承ください。

※場合により、お引渡し後の調査になることもございますのでご了承ください。

なお、家屋調査時のお立会いのご希望や、その他ご不明な点などありましたら、下記の連絡先までご連絡下さいますようお願いいたします。



《連絡先》
苫小牧市財政部資産税課家屋係
〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号
電話 (0144) 32-6268 (家屋係直通)
FAX (0144) 36-7108
メール sisanzei@city.tomakomai.hokkaido.jp